



日 監 第 4 6 号
令和 6 年 (2024 年) 8 月 14 日

日 野 市 長

大 坪 冬 彦 様

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 中 嶋 良 樹

令和 5 年度日野市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 0 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する令和 5 年度日野市内部統制評価報告書を審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和 5 年 度

(2 0 2 3 年度)

日野市内部統制評価報告書
審査意見書

日 野 市 監 査 委 員

令和５年度 日野市内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の種類

地方自治法第１５０条第５項の規定により、同条第４項に規定する報告書の審査

2 審査の対象

令和５年度日野市内部統制評価報告書

3 審査期間

令和６年５月２９日～令和６年７月１９日

4 審査の着眼点

監査委員による令和５年度日野市内部統制評価報告書の審査は、日野市長が作成した内部統制評価報告書について、日野市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

5 審査の実施内容

令和５年度日野市内部統制評価報告書について、日野市長及び内部統制評価関係部局から報告を受け、「日野市監査基準」に準拠し、平成３１年３月２９日付け総行第１１１号総務省自治行政局長発「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の策定について（通知）」により通知された「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成３１年３月総務省）（以下、「総務省ガイドライン」という。）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」及び日野市内部統制運用マニュアル（令和３年８月２３日施行・令和５年４月改正）に基づき、必要に応じて関係部局に対する資料の提出及び説明聴取を求めた上で審査を行った。

6 審査の結果

令和５年度日野市内部統制評価報告書（以下、「報告書」という。）について、上記のとおり審査した限りにおいて、概ね適正に評価されており、評価結果に係る記載は相当である。

（指摘事項）

なし

7 意見・要望

令和5年度日野市内部統制評価報告書は、総務省ガイドラインを基に作成、評価されたことが認められた。

総務省ガイドライン（Ⅰ－（１））には、「内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することであると考えられる。」と表記されている。この前段では、「内部統制とは、基本的に、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②報告の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の４つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、…」とある。目的達成のためには、全職員への意識の醸成、日常的業務に組み込まれるよう、継続的に取り組んでいただきたい。

また、把握したリスクについては、内部統制ニュースで全庁に発信されるので、全職員が必ず目を通し、日々の業務の適正向上に活用するとともに、監査委員が実施した監査及び審査の不備の指摘は、他の部署においても同様のリスクがあるため、全庁的に周知をしていただき、是正に努められたい。

8 審査にあたって参考とした資料

- ・日野市内部統制基本方針
- ・地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省・令和6年3月改定）
- ・日野市内部統制運用マニュアル（令和3年8月23日施行・令和5年4月改正）

9 審査にあたって求めた資料等

- ① 資料4 管理部門で把握したリスクの評価結果一覧（令和4年度）の基となった個別評価シート
- ② 資料6 内部統制モニタリング指標中、財務に係る事件及び事故の件数及び個別評価シート
- ③ 日野市内部統制運用マニュアル(最新版)

10 審査経過

令和6年5月28日 令和5年度日野市内部統制評価報告書審査依頼受領
5月29日 審査資料提出依頼及び説明聴取実施通知发出

6月 6日 資料提出期限
6月21日 説明聴取実施
7月19日 監査委員による審査意見合議
8月14日 市長へ審査意見書提出